

お持ちの 土地・建物 を

障害者グループホーム

に活用しませんか？

グループホームとは？

- ✓ 障害のある方が共同で生活を行う住まいの場です。
- ✓ 支援員などが常駐し、生活の援助を提供します。
- ✓ 基本的に日中は通所施設（生活介護事業所等）に通所して活動を行います。

重度の障害のある方のグループホームが必要です

重度の知的障害や身体障害のある方が、この先も住み慣れた地域で暮らせるように、今後約300人分（40件程度）のグループホームを整備する必要があります。

※1グループホームあたり、5～10人の定員を想定

入居者の一日（例）

7時 起床、朝食

9時 作業所などへ

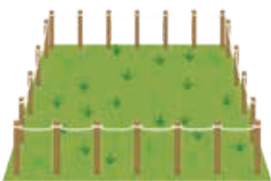
17時 グループホームへ帰宅

食事・入浴等

21時 就寝

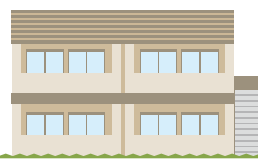
土地

200㎡～



建物

- 既存の建物だけでなく、条件に適合する物件をオーナーさんに建てていただくことも可能です。
- バリアフリーなどの条件等、詳しくはご相談ください。



まずは、お気軽にご相談ください！

担当

世田谷区障害福祉部障害者地域生活課

TEL：03-5432-2419 FAX：03-5432-3021

世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口（世田谷区世田谷4-21-27）



障害者グループホームへの活用は

お持ちの不動産を
有効活用

メリット

がいろいろ
あります!

1 地域社会への貢献

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの場へのニーズは年々高まっています。グループホームへの不動産活用はこうしたニーズに応え、地域社会への貢献につながります。

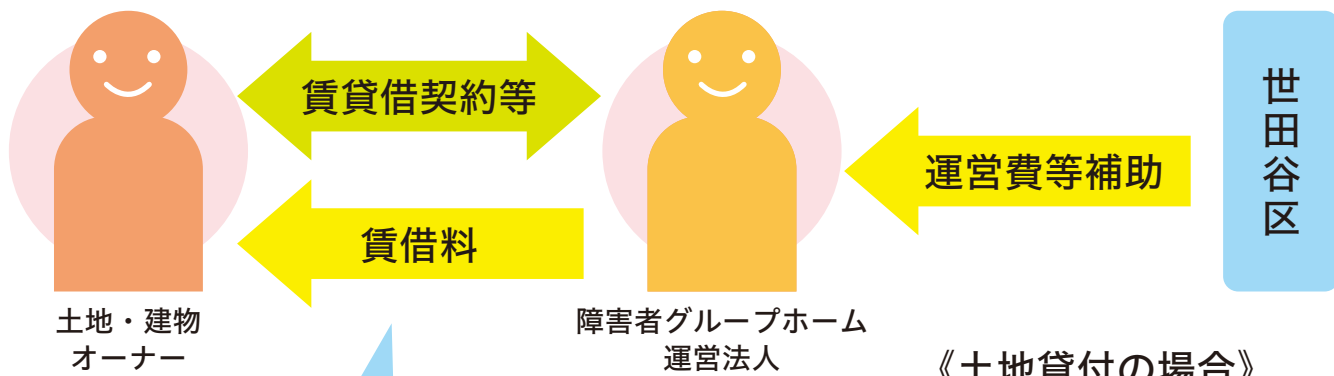
2 安定した事業

障害のある方の住まいの場として事業者が一括して借り上げるため、安定した賃料収入が見込めます。事業者からオーナーさんに支払われる賃借料を含む運営費に対して、世田谷区からも補助金が支給されます。

その他にも次のような
メリットがあります

- 貸付期間終了後は原状回復（更地など）での返還が原則となるため、その後の活用がスムーズに行えます。
- 土地の貸付の場合には事業者が建物を建てるため、土地管理の手間がかかりません。

賃貸方式 (イメージ図)



東京都

東京都が実施する土地賃借料に対する補助制度もあります！

《土地貸付の場合》

建設に際して法人に対する整備費の助成があります。

電話でも窓口でもOK！
まずはお気軽にご相談ください

世田谷区障害福祉部障害者地域生活課

TEL:03-5432-2419 FAX:03-5432-3021

世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口 (世田谷区世田谷4-21-27)

